

第16 災害対策

大規模災害時において、県は県民の生命と健康を守ることを最優先とし、災害時においても必要とされる医療を適切かつ効率的に提供する体制を構築し、円滑な医療救護活動の実施に寄与する責務がある。平成26年11月には「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」が策定され、その対応の基本となる方針が示されている。

保健所においては、災害時には「保健医療福祉調整地方本部」を設置することが定められており、関係機関との連絡調整等を行う。また、平時には関係機関等からなる「地域災害医療体制検討委員会」を設置し、災害時における管内関係機関の連携・協力体制の構築を図っている。

1 保健医療福祉調整南部地方本部運営訓練

| | 開催日 | 訓練参加者 | 訓練想定 | 訓練内容 |
|-----|-------------------|--|--|--|
| 第1回 | 令和6年 11月23日(土) | 69名 (保健所職員・淡海医療センターDMAT・済生会滋賀県病院DMAT・近江八幡市立総合医療センターDMATインストラクター等) | ・南海トラフ地震により、管内で震度6弱～6強を観測 ・建物の倒壊、火災、ライフラインは寸断され、多数の傷病者が発生 ・フェーズ1～2にかけた活動想定 | 保健医療福祉調整南部地方本部運営(実動訓練) ・アクションカードを用いた指示・行動 ・情報収集(EMISや防災情報システム、関係機関への連絡調整等) ・事例対応 ・湖南DMAT活動拠点本部との連携対応 ・クロノロジーや情報伝達 |

2 湖南地域災害医療体制検討委員会

| | 開催日 | 出席者 | 議題 |
|-----|------------------|---|---|
| 第1回 | 令和7年 1月31日(金) | 35名 (管内の災害拠点病院、関係団体、救急告示病院、市、県庁担当課等) | 1. 災害拠点病院の指定について 2. 令和6年度訓練について 1) 守山市災害医療対策本部運営訓練について 2) 滋賀県総合防災訓練について 3) 保健医療福祉調整南部地方本部訓練について 3. 意見交換等 |